

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

計画期間：2025年4月1日～2030年3月31日の5年間

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、女性社員が性別にとらわれることなく、継続して能力を高め、活躍できる環境を整備するため、下記の通りとしました。

目標1 女性正社員採用数 年度につき1名以上

・従来の事務職社員のほかに、現業機関を含めて毎年度女性正社員を採用して女性社員数の増加を図る。

目標2 女性正社員の現業機関配置箇所の拡大

・JR貨物の現業機関の女性対応設備の整備に合わせ、業務を受託している当社においても女性正社員の配属箇所の拡大を図る。